

平成20年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第5日)

平成20年9月18日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成20年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第40号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第41号 議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第42号 高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 認定第2号 平成19年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成19年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第45号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第46号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第47号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第48号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第49号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 発議第7号 高鍋町議会会議規則の一部改正について
- 日程第20 発議第8号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について
- 日程第22 発議第10号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を

求める意見書について

- 日程第23 議員派遣の件について
- 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 1 9 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第40号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第41号 議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第42号 高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第43号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第44号 平成 2 0 年度高鍋町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 認定第 2 号 平成 1 9 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 平成 1 9 年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 平成 1 9 年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5 号 平成 1 9 年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6 号 平成 1 9 年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7 号 平成 1 9 年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 8 号 平成 1 9 年度高鍋町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第45号 平成 2 0 年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議案第46号 平成 2 0 年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 議案第47号 平成 2 0 年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第48号 平成 2 0 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 議案第49号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 発議第 7 号 高鍋町議会会議規則の一部改正について
- 日程第20 発議第 8 号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第 9 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について

日程第22 発議第10号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を
求める意見書について

日程第23 議員派遣の件について

日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番 緒方 直樹君	2番 山本 隆俊君
3番 池田 堯君	5番 後藤 隆夫君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 黒木 正建君	18番 水町 茂君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 田中 義基君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	興梠 正明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	井崎 俊博君
総務課長	川野 文明君	企画商工課長	東 啓三君
財政課長	正崎 博君	都市建設課長	間 省二君
環境整備課長	日野 祥二君	農業委員会事務局長 ...	清野 秋實君
農業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 ...	杉田順一郎君
町民課長	山本 泰英君	福祉保健課長	井上 敏郎君
税務課長	竹内 昭博君	水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	松木 成己君
美術館副館長	曾我部義雄君		

午前10時00分開議

議長（水町 茂） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番。昨日議長室にて議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

今期第3回定例議会に付議されました案件は公平委員の選任、教育委員会委員の任命2件の人事案件3件、工事契約2件については既に採決されております。

平成19年度決算認定8件、条例4件、平成20年度補正予算5件については3つの常任委員会、特別委員会での審査を終えたところでございます。

昨日には当初から予定されておりました法律改正に伴う会議規則改正、郵政民営化見直し、ミニマムアクセス輸入米について、燃油・飼料などの高騰に関しての意見書など委員会提案1件、議員提案3件、それに染ヶ岡にあります最終処分場の放流水に関し放流水検査結果報告を4年間怠っていたことによる責任を痛感し、町長みずからの給与を10%、1カ月削減するという新たな提案が執行部より出されました。唐突に出された削減案に対して、これからどのように川南漁協との交渉が進むのか、その見通しをお聞かせ願いたいとの意見が出されたところです。

議会運営委員会では、以上5件を本日の議事に追加することを全員一致で認めましたので御報告をいたします。

議長（水町 茂） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、5件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1．認定第1号

日程第2．議案第40号

日程第3．議案第41号

日程第4．議案第42号

日程第5．議案第43号

日程第6．議案第44号

議長（水町 茂） 日程第1、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括議題といたします。

本6件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、大庭隆昭議員。

総務環境常任委員会委員長（大庭 隆昭君） 6番。おはようございます。報告を申し上げたいと思います。

平成20年9月8日総務環境常任委員会に付託されました認定第1号中、関係部分、議案第40号、議案41号、議案44号中、関係部分についてであります。その審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

当委員会におきましては、9月9日から9月12日の4日間であります。

当日は、第1委員会室に総務環境常任委員全員が出席をし、また執行当局に、担当課長、局長、関係職員の出席を求めまして、認定1件、議案3件に対する説明を求め、慎重に審査を行いました。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分であります。

まず、財政課からでございます。関係する部分について説明を求め質疑に入り、委員から「昨年と比較して全体の不用額が多い要因は」との問いに、19年度から極力予算の2割カットの方針を出し効率的な執行に努め6,000万円程度の節約ができたこと。

それから、委員から「町の財政が苦しいが、今後の財政状況は」との問いに、限られた財源を有効的に活用していくことで、そのためにここ数年投資的経費が抑制され、起債の減少に努めてまいりました。償還額が19年度をピークに今後減少傾向になると予測できるようになったことが報告されました。

委員から「不動産売り払い収入が多いが、その内訳は」との問いに、畑田区画整理の保留地の処分。法定外公共物が主なものであるとの答弁がございました。

次に、税務課でございます。主なものとして町税の収納状況であるが、税源移譲があり前年度と比べ収入済額で1億9,600万円が増加をしており、収納率では税全体で1.2%上昇しておるとの説明を受けました。

質疑に入り、委員から「今後、収入未済額を減らすためにはどのような対応をしていくのか」との問いに、滞納整理システムの導入、コンビニ収納の実施と調査や納税にしやすい環境は整ってきたということで、職員研修を行いながら収納に対し熱意をもって取り組んでいくという強い答弁がございました。

委員から「コンビニ収納は手数料がかかることから口座振込みの推進も図ってほしい」との意見がございました。

次に、環境整備課でございます。主な事業としてごみ処理、畜犬登録等の説明がありました。

なお、西都児湯環境整理組合、それから宮崎のエコクリーンプラザに関する問題等についての説明もございましたが、現在、県のほうで外部調査委員会が動いておるということで、最終的な調査結果が12月から1月ごろになるという予定であるというような説明がありまして、その問題についての質疑はございませんでした。

質疑に入りまして、委員から「犬の登録、注射について」の問いに、登録は生涯1回と。狂犬病予防注射は年に1回となっております。

それから、委員から「負担金の内訳」との問いに、旧清掃センター240万2,000円、

葬祭センター４３９万６，０００円、クリーンセンター６，５４２万５，０００円、エコクリーンプラザ宮崎９，００１万５，０００円との答弁がございました。

委員から「他町では、下水道区域を見直し合併処理浄化槽に切りかえると聞くと、今後そういうことも真剣に検討しなければいけないのでは」との問いに、現在の認可区域については工事期間を延長しても完了したいとの考えをもっておると。その後の計画については合併処理浄化槽も含め検討しなければならないと考えておるということでございます。

委員から「最終処分場、その電気代が高いが契約変更などで安くならないのか」との問いに、電気代は主に水処理のための機械運転費であるが、九電との契約上削減は難しいとのことでした。

委員から「染ヶ岡地区の研修費について」の問いに、現在は支出はしていないということでありました。

次に、町民課でございます。関係業務について説明を受け質疑に入り、委員から「公印管理について」の問いに、町民課専用を使用、公務の重要性を認識して管理を行っているということでございます。

委員から「健康保険証等の再発行について」の問いに、申請２週間を経過した後、身分証明書を確認したうえで再発行に当たっておるということでございます。

次に、企画商工課であります。歳入の主なものとして県委託金、「広報みやざき」配布、統計調査、商業統計、それから就業構造基本調査でございます。

歳出は「広報たかなべ」年６回、お知らせ月２回発行し、町民参画のまちづくりに必要な情報を発信しておるということであります。文書広報費では委託料で郷土の名木消毒４４本、舞鶴公園、東西小学校などの名木の保存を行った。活性化推進事業費ではスポーツキャンプの誘致で大学２校、実業団とあわせて延べ宿泊人数は約２，０００人となり一定の成果が上がったと。

なお、町人会の設立準備、企業誘致の構想・作成などを進めたと。その他、NHKいつちゃがワイドで高鍋ウイークが放送され、地場産品の白菜、キャベツを取り上げPRを行ったことなどの説明を受けました。

質疑に入りまして、委員から「町人会の設立の動きは」との問いに、広報を通じて呼びかけているがなかなか集まらないことなど、職員から募集を呼びかけたい。ただ、個人情報の関係で紹介者の了解も必要なので困難になっているとのことでありました。

委員から「南九州大学の動向について」の問いに、特にないが大学は都城キャンパス開設に絞って動いていると。しかし、高鍋町としても定期的に大学側と連絡を取っているとの答弁がありました。

会計課でございます。歳入は、県収入証紙売りさばき手数料と定期預金利子で、歳出は会計管理が主なものであります。

歳出歳入決算書の歳出では、主なものとして歳入歳出決算書の印刷、口座振替手数料、残高証明手数料であり、高鍋信用金庫は１０月から無料となったことなどの説明を受け、

質疑はありませんでした。

次に、総務課であります。主なものでありますが、庁舎アスベスト除去事業であります。施設利用者の身体の高危険性を防止するため、庁舎3階、議場、廊下及び1階風除室の石綿除去を平成18年度から継続事業で実施、一般の来庁者や職員・議員の長期にわたる石綿飛散による健康被害に対する不安が解消されたと。

次に、地域交通機関運行推進対策補助事業及び町内循環バス運用委託事業であります。生活路線として通勤・通院・買い物等の交通手段の確保ができた。特に、町内循環バスは温泉までの交通手段がない高齢者に大変喜ばれたとのことであります。

次に、地域コミュニティ再生化モデル事業であります。地域安全モデル地域に小丸出口地区公民館を指定し、パトロール等に必要な備品等の整備を起用した。それにより住民全体による防犯パトロール等を実施し、地域の安全、また実施者の安全を確保することができた。

次に、消防防災力強化促進事業では、住民の不測事態（心肺停止）に対応することができた。消防施設等の整備では特に寄付者の意思によりバルーン投光機、アルミはしごの消防防災に寄与する備品を購入し、夜間の対策本部設置や高所作業に効果を発揮することができました。

また、行政改革関係にあっては特殊勤務手当のうち、保育手当、企業手当の廃止、税務手当の一部廃止、県内旅費日当の見直し、行政事務連絡への文書配布を民間委託から職員で実施、庁舎清掃を委託から職員による実施へ、審議会・委員会等の公募制度の導入、職員数の削減等を実施し効果を上げることができたなどの説明を受けました。

質疑に入りまして、委員から「消防活動衣の納入期限が短かった理由は」との問いに、活動衣の更新を県の補助金を活用したため、9月補正で計上、消防初め式に間に合わせるため納入期限が短くなったとのことあります。

委員から「交通安全施設を要望しているが、できない理由」との問いに、停止線や標識は公安委員会が決定し、警察署が設置することになっていると。必要に応じては要望をしてまいっておりますということあります。

委員から「役場前に宮交バス交通停留所は設けられないのか」との問いに、宮崎交通に要望するがコースの変更となると手続きに時間がかかるかもしれないとのことあります。

委員から「職員駐車場の有料化は」との問いに、第4次ではできなかったが、引き続き検討し実施していくとのことあります。

委員から「地域コミュニティ再生化モデル事業の内容は」との問いに、安心・安全、防犯関係の事業で子供の見守りの内容であるとの答弁がありました。

委員から「町長の交際費の慶弔関係は」との問いに、慶弔に関する基準を設けて支出をしているとのことあります。

議会事務局であります。主なものは議員定数減により対前年比9.7%減となったこと。成果としては姉妹都市朝倉市議会、串間市議会との交流により姉妹都市として絆を深

め両市町の発展に寄与することができたとのことであります。

質疑はありませんでした。

以上、関係部分の質疑を終わり、討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。

今回の条例の一部改正は法改正で「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるもので平成20年12月1日から施行するとの説明を受け、質疑に入りました。

委員から「的が入ることによって、NPO法人にも派遣できるのか」との問いに、町の条例で派遣先を決めれば可能であるが、今回の条例改正ではそのことについての改正はしていないとのことであります。

委員から「条例で定めている団体へ派遣をしているのか」との問いに、現在はだれも派遣していないということであります。

質疑を終わり、討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正であります。

今回の改正は「報酬を議員報酬に字句を改めるもの」と、「月割を月額に改めて勤務した日数に応じて翌月の初めに改めるもの」との説明を受け、質疑、討論がなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)中、関係部分についてでございます。

財政課、今回は地方債補正(追加・変更)で、これは現年発生補助災害復旧工事等に伴うものとの説明を受け、質疑はありませんでした。

税務課でございます。歳入として財源移譲によって生じた町県民税還付に対する県分として218万5,000円が計上されておりました。

歳出では、主なものは来年10月より実施される住民税の年金からの特別徴収に伴うプログラム修正分として1,228万5,000円、税源移譲による税還付に伴う還付金として762万3,000円が計上されているとの説明を受け、質疑に入り、委員から「プログラム修正に要する経費は国からの支援はあるのか」との問いに、国から交付税措置で対応する旨の通知がきておるとの答弁がございました。

次に、環境整備課、会計課、議会事務局でございますが、今回の補正は職員の共済組合負担金の改正によるものとの説明があり、質疑はございませんでした。

企画商工課、総務課であります。人事異動に伴う補正を計上されておりますが、質疑はありませんでした。

以上、関係部分の審査・質疑を終わり、討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

ここに総務環境常任委員会に付託されました認定1件、議案3件について、審査の経過と結果、それから現地調査を実施したことを御報告をいたします。

以上でございます。

議長（水町 茂） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

総務環境常任委員会委員長（大庭 隆昭君） どうもありがとうございました。

議長（水町 茂） 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

産業建設常任委員会委員長（山本 隆俊君） 2番。私、ちょっと歯が抜けとってですね、言葉がはっきりしないところがあるかもしれません。前後をつないでひとつ御理解をいただきたいと。で、質問等も控えめにひとつお願いしたいと。

本会議におきまして、産業建設常任委員会へ付託されました認定第1号、平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分の審査の経過と結果について報告を申し上げます。

日時は9月10日から12日の3日間であります。審査の場所は、第3委員会室、審査は産業建設常任委員全員であります。関係課長、局長、職員の出席を求め、審査を行いました。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の関係部分の主なものにつ

いて報告をいたします。

まず、財政課でございますが、歳入の主なものについては、住宅使用料で前年度対比して定期的な徴収活動を行ない、現年度、過年度とも収納率を伸ばすことができた。国庫補助金として地域住宅交付金があるが、これは公営住宅の低廉な家賃に対して交付されるもので近傍の差額を補助するものであります。

また、財政課関連の歳出部分の説明を受け、質疑に入りました。

「移転補償金は小丸川田線の拡張にかかわる分と聞いたが、財源はどこから出るのか」都市建設課で実施していると。小丸川田線の補償費で補助対象となっているので補助残の45% 約半分 の持ち出しとなる。

次に、農業委員会関係ですが、歳入の主なものとしては、農業手数料として登記事務手数料、農業費補助金として農業委員会等交付金、認定農業者利用調整推進事業補助金、農業費受託事業収入として農業者年金業務委託金であります。

歳出の主なものは農業委員会費として農業委員報酬、農業者年金受託事業費と事務局費、認定農業者利用調整推進事業等であり、また、農業後継者結婚相談連絡協議会事業におきましては、4組の成婚があったと報告を受けました。

次に、企画商工課関係ですが、歳入では商工使用料の駅前駐車場使用料、商工手数料は自動車等駐車場の定期券再発行に係る手数料収入であります。中小企業融資資金貸付金元利収入は高鍋町から4月1日に信用保証協会に貸し付けた高鍋町小規模事業者特別融資制度預託金の原資の戻し入れ。商工総務費として職員の人件費、公用車の維持費。補助金としては商工青年事業者集団学習補助、小規模事業者特別融資制度利子補給補助金、地場産業振興対策補助金、地場産業振興会補助金等であります。

商工会議所関係では、商工業振興対策補助金、高鍋町商業近代化推進事業補助金、街なかギャラリー事業補助金等であり、高鍋町商店街連合会では3商店街がまとまり「夕焼け市」「高鍋町散策の旅」「門前朝市」に取り組み、舞鶴カード会のイベント実施等に対するスタンプカードイベント補助金等があります。

観光費では、「さくらまつり」、海水浴場、「高鍋城灯籠まつり」等のものであります。

質問として「二重の補助は禁止だと思うが、商工会議所へ補助し、SSや会議所、青年部に補助しているが、観光費でも重なるものがあるのではないか」に対し、別な組織であると。20年度予算では補助金を明確にするため名称も変更いたします。観光費についても20年度からは観光協会への補助という形で明確にしている。

次に、環境整備課でございます。歳入はなく、歳出のみで昨年9月の台風によって上江団地近くの都市下水路に土砂等がたい積したので取り除いた賃金と、都市下水路の新設工事の工事請負費、公共下水道費は下水道事業特別会計への繰り出し金であります。

次に、都市建設課であります。まず、歳入ですが使用料は道路専用料、公園使用料、国庫負担金は現年発生補助災害復旧負担金、補助金として道路橋梁費ほか3件ございます。県補助金は建築物耐震改修等補助金、建築費補助金、土木費委託金等であります。

歳出の主なものは道路橋梁費として委託料、道路維持費、道路新設改良費があります。都市計画費では宮崎県都市計画地層調査ほか2件、街路事業費は補助、補償、補てん及び賠償金そして用地買収に伴う耕作物の補償であります。

災害復旧費は小並川、老瀬坂上、神祭野坂の工事請負費、単独災害復旧費は補助災害にならない60万未満の工事費であります。

次に、農業振興課関係でございます。歳入としては分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金として営農調査委託金、県支出金は農業費補助金として農村振興総合整備事業費ほか11件であります。林業費補助金は3件、農業費委託金2件、林業費委託金1件、諸収入として大家畜導入資金貸付金元利収入、一ツ瀬川土地改良事業国営未施工地区償還貸付金元利収入であります。

次に、歳出でございますが、農業総務費は職員の給料等が主であります。農業振興費は青果物価格安定対策事業等の負担金補助及び交付金、新生産調整対策事業費は高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助補てん、畜産業費では昨年の鳥インフルエンザに対策として消毒薬、石灰が養鶏農家へ配付されました。農林水産業費の農地費は委託料、原材料費負担金補助及び交付金であります。地域振興費は環境保全型農業推進費や地域振興費は環境保全型であります。農業推進費では「四季彩のむら」でレンゲ、そば、普通水稻の作付けで景観整備が行われました。農村総合整備事業費は兀の下農村集落道、四季彩のむら橋梁設計等の測量設計委託。工事請負では農道の整備、四季彩のむらのせせらぎ水路の遊歩道。自然環境整備として竹鳩地区の排水路の石積み工事が行われました。林業振興費では松くい虫薬剤防除の委託料。水産業費ではあゆ、うなぎ、あさり、あわびの放流委託であります。災害復旧費では小並畑地法面崩壊の工事がございました。

以上、審査を終了し、採決の結果、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中、産業建設常任委員会に付託されました関係部分の1議案、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

改正の内容としては暴力団員の公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝が全国的に発生して現状を受け、今後対応できるように条例の一部を改正するものである。

質問として「入居申し込み者全員に対して行うのか」に対しまして、申し込みこられて書類等を提出してもらうが、勤め先がいかがわしいとか、所得がなくて無職とか、身なりとか、そういった場合に照会することになると考えますという答弁でございました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての1議案、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)の関係部分の主なものについて報告をいたします。

まず、財政課関係ですが、住宅管理費の委託料45万4,000円のみであります。内

容は公営住宅の入居に対する所得基準の改正・改定に伴いソフトの改修を行うものである、ということでございます。

次に、農業委員会でございますが、4月から職員4人体制から3人体制になりました。人件費の減額補正であります。

企画商工課でございますが、これも職員の異動に伴います人件費の補正であります。

環境整備課でございます。公共下水道事業特別会計の歳入調整のための繰り出し金であります。

都市建設課でございますが、歳入は災害復旧費国庫負担金、6月集中豪雨による坂本坂南九州大の下でございますが、土砂崩れのための復旧工事のものであります。

歳出では土木総務費では4月の職員の異動等によるものです。道路維持費は6月の集中豪雨に伴い単独災害費に予算がなかったので維持費から支出していたので補正するものでございます。災害復旧費は坂本坂南九大下の工事請負費でございます。

次に、農業振興課ですが、歳入では県支出金として耕畜連携による自然循環型農業確立補助金、畜産担い手育成総合整備事業事務委託料、県営防災ダム整備事業費を本年と当初1億円で予定しておりましたが、事業の工程上困難となり減額補正するものでございます。負担金補助及び交付金は最近の重油・肥料等の生産資材の高騰に対し自足可能な営農展開を目指して省エネルギー対策に取り組む農家の支援の行うものでございます。耕畜連携による資源循環型農業確立事業補助金は青木地区3名の繁殖牛農家の共同事業でバキュームカーを導入するものでございます。農村総合整備事業では兀の下集落道の整備は境界が確定できず来年度実施の予定という報告を受けました。災害復旧費は太平寺排水路毛作農道路肩の復旧費であります。

以上、審査を終了し、採決の結果、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、産業建設常任委員会に付託されました関係部分の1議案、賛成全員で可決するものと決しました。

以上であります。

議長（水町 茂） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について中、関係部分に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

文教福祉常任委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。台風13号が刻々と近づいておりますが、ちょっと落ち着かない感じがしますが、さて文教福祉常任委員会に付託をされました議案の報告をいたします。

第3回定例会におきまして、文教福祉常任委員会に付託されました認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について、関係部分及び議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正並びに議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分についての御報告を申し上げます。

審査日時は、9月10日から9月12日の3日間であります。審査場所は、第4委員会室、審査は文教福祉常任委員会全員であります。担当課の出席を求め、関係書類等を慎重に審査を行ったところであります。

その審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について、福祉保健課関係から申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費であります。職員9名分の人件費、委託料、福祉バス運行管理業務委託、これは社会福祉協議会に業務を委託しておりまして、障害者を含む各種団体のスポーツ大会、研修会等に活用をし、県内外を通して延べ101回利用をしております。

負担金補助及び交付金、これは社会福祉協議会事業補助でありまして、福祉活動専門員配置補助、社会福祉協議会補助、高齢者等保健福祉推進事業補助等であります。福祉専門委員を配置するとともに社協の運営費を補助することで、地域福祉の推進を図ったものでございます。また、社協だよりの発行支援、障害者3団体によるスポーツ大会等も支援をしております。

次に、シルバー人材センター費の負担金及び交付金、高齢者の就業ニーズにこたえるとともに高齢者の生きがいづくりを推進するものでありまして、会員数が19年度末で162名、就業者数が151人で、就業率を申し上げますと93.2%であります。財政が逼迫する中、補助金の見直し等も行ってきております。

次に、老人福祉費の報償費であります。これは高齢者の長寿祝い金であります。80歳、90歳、100歳到達者ですね、それに101歳以上に分けて1万円、3万円、10万円、5万円というふうに支給をしております。高齢者にとっては、非常に、大変励みになっておりまして、長寿を祝福する事業として今後も継続すべきではないかと思っております。現在の現金支給という敬老思想のあらわし方を含めて、見直しも考えておるとい

とであります。

次に、委託料は緊急通報システム事業で、高齢者世帯の安全確保と不安解消と、民生委員を通して設置申請のあったものを審査して、現在13名の方が設置している状況であります。万が一の事故や詐欺被害等を未然に防止できるほか、災害時における緊急対策にも応用できることから大変有効なシステムであります。今後も普及に対する周知の方法等を検討し、拡大を図る必要があります。

また、高齢者等相談支援事業委託では社協に委託し、日常的な相談や専門的な法律相談を受け付けて、関係機関と連携を図り問題解決の支援を行ってまいりました。当該事業は社協の看板事業でもあり、相談件数も年々増加している状況であるというふうに報告を受けております。

負担金補助及び交付金、高齢者クラブの連合会22、単位クラブ24、このクラブへの補助、それから高齢者住宅改造助成事業で要介護認定を受けている対象者への自立支援、経済的な負担軽減を図っております。

老人措置費、扶助費は、養護老人ホーム入所事業で65歳以上の高齢者が対象で、環境的、経済的な理由等により自宅で生活できない方が、入所することにより自立した生活を支援するものでありまして、今後も事業の推進を図っていくということであります。また、入所判定委員会において、公平かつ適正な処置を行う必要があります。

次に、障害福祉費の報酬であります。障害程度区分認定調査嘱託員、保健師1名の配置によるもので、自宅や施設等を訪問して程度区分を判定し基礎データを収集して判定の適正化を図ってきております。

委託料、手話通訳者等及び要約筆記奉仕員派遣事業委託でありまして、県聴覚障害者協会へ手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を委託するものであります。障害者が行政医療機関等へ出向く際に同行し、通訳を行うものであります。手当等は1時間1,600円、それから別途交通費等々、実績としては奉仕員5名、年間延べ派遣回数64回、時間になると154.5時間ということになります。今後、要約筆記事業はまだ一般化していない面がありますので、奉仕員の養成が必要となっております。

負担金及び交付金、これは障害者住宅改造助成事業でありまして、障害者のいる世帯、視覚障害者手帳の交付を受けた者が、新たに施術院を開業する場合に費用を助成するものであります。改造費全体が大変高額になるために、改造そのものを控えているというのが現状であります。ちなみに、19年度申請件数は2件でありました。

次の扶助費、重度心身障害者(児)医療費で、医療費の一部を助成することによりまして負担の軽減を図るとともに、医療機関で支払った一部負担分を外来については申請により償還払い、入院については現物給付ということにいたしております。委員から全体的に現物支給とならないかとの意見も出されております。

同じく扶助費で、身体障害者自立支援医療給付事業であります。障害者手帳を所持する18歳以上の者で、障害の原因となった疾病に対して治療効果が期待される医療に対し

て給付をしております。心臓疾患の外科的手術及び腎機能障害等に伴う人工透析が主なもので、入院52件、入院外53件、対象者も年々増加傾向にありまして、給付も比例して増加傾向にあります。

同じく扶助費で、障害福祉サービス事業、介護給付訓練給付事業であります。自立した生活が困難な障害者に対し、各種サービスを提供することにより施設での適切な生活、訓練が行われるように支援をしております。自己負担の緩和策としては、一定のサービスについて町単独で自己負担額の3分の1を助成しておりますが、20年7月から自己負担限度額が引き下げられた中では、助成に対して今後検討課題になります。

次に、日中一時支援事業として、障害児・障害者を一時的に預かり日中の活動の場を提供して、日常訓練を行うことによる家族の就労支援や介護の負担軽減を図っております。

同じく扶助費で移動支援事業、これは地域生活支援事業でありますけれども、屋外の移動が困難な障害者に対して外出時の移動支援を行うもので、3箇所の事業で14名が利用しておりますが、利用時間の上限がないということで、いわば使い放題ということになっております。今後、利用時間の制限等の設定が課題になっております。

同じく扶助費、人工透析通院交通費助成事業、これは患者の経済的負担の軽減を図っているものでありまして、町内44件、町外9件、実績があります。人工透析患者に交通費の助成があるが、他の障害者等と比較した場合には若干不公平感があるということで、こういったことも今後検討すべき事項であると考えられます。

また、保育料収納対策事業であります。徴収嘱託員の継続した訪問活動による収納向上を図り、18年度は88%、19年度89%、今後、保育園を含む全課で対応する必要があります。

次に、児童福祉関係であります。次世代育成支援事業は子育て応援フェスティバル事業で幼稚園、保育園、子育てサークル等31の団体が次代を担う子供たちを地域で育むチームづくりを行っております。例えば、フリーマーケットでは舞鶴カード抽選会等、内容も年々充実しておるようございます。

児童措置費の委託料では放課後児童クラブ委託事業で、小学校の低学年児童に対して放課後において適切な遊び、生活の場を提供することによりまして保護者の就労支援を行うとともに、児童の安全を確保する意味において欠かせない事業であると思っております。

負担金補助及び交付金、延長保育事業でありますけれども、保護者の就労形態の多様化に伴って保育時間の延長にこたえるものであります。また、一時保育促進事業であります。保護者の疾病、入院、災害、事故等に伴い緊急的、一時的に預かり負担軽減を図っておるということであります。

同じく扶助費の児童手当事業では、児童を養育している者に対して手当を支給し生活の安定を図ってきております。

次に、母子福祉費扶助費の乳幼児医療費助成事業は、19年度より入院、入院外とも就学前までの医療費を1診療につき保険医療費から350円、これは自己負担額を差し引い

た額を現物給付により助成するものであります。県外診療については、償還払いで助成をしております。対象乳幼児数は19年度末1,328人、延べ助成件数にいたしますと1万6,839件、1件当たりの助成額については2,053円あたりが助成をされております。

次に、保健衛生費総務費の負担金補助及び交付金ですが、救急医療施設等運営費負担金です。高鍋町医師会が実施する日曜・休日在宅当番医制度を維持し、身近な医療機関での診療を可能にするとともに、町外の救急医療機関の町民の利用について応分の負担をし、一次・二次救急医療に関する安全を確保をしております。救急医療部門の運営は全国的に社会問題化しておりますし、西都医師会病院の医師不足による救急医療体制の不十分さはありますけれども、他の医療機関を含めて利用割合に応じた負担をすることにより、一定の体制が維持できております。町民の安全も確保されておるといふことでございます。

総括質疑の中にこの問題についてはありまして、加えて、もう一度意見を統一するために出された文書を読ませていただきますが、

旧西都市西都児湯医師会立西都救急病院は、平成19年の9月1日付で西都医師会病院に名称変更を行っておりますが、理由として救急病院を全面に出した場合に医師募集に支障が出るというためであります。この病院名変更と理由については、県の医務役務課へ届け出が行われておりますが、変更になったことで法的に救急病院の指定等が解除される等、病院そのものの性格が変わるかとの問い合わせをいたしましたところ、医師募集に支障があるという理由で名称を変更したもので、法的に病院の性格そのものかわるということはないと。

したがいまして、これまでどおり救急病院としての指定は継続するとともに、西都児湯医師医療圏域の中核病院としての位置づけも変更はないという回答があったようでございます。

次に、保健衛生の予防費であります。高齢者のインフルエンザ発病や重症化、地域への蔓延化を防止するため医療機関での予防接種した場合に助成するものであります。

次、老人保健事業総合健診集団個別事業であります。30歳以上の者ががんを含む生活習慣病の早期発見及び健診結果による生活改善を図り、健康の維持増進と医療費の適正化に取り組んでおります。中でも、がん検診は関心も高く増加傾向にありますけれども、大腸がん検診においては、19年度2名の方が大腸がんということで発見をされております。

次に、母子保健衛生費の育児等健康支援事業は、育児相談や離乳の指導を行い子供の健やかな発育、保護者の子育て支援を2カ月に1回開催をしております。発育の状況を確認するとともに、指導等がなされております。18年度までは、医療機関に委託しておりましたが、個別指導が不十分な面がありますので、町の保健師が実施することで、きめ細かな指導体制がとれるようになったということでもあります。また、委託料の削減にも効果が上がっております。

次、健康づくりセンター費はセンター全館の管理運営を行うとともに、各種検診、健康教室等を実施しており、研修室や調理室の貸し出し等も行っており、多くの町民が利用しておりますが、またプール部門については管理運営を専門業者に委託して一般利用者の健康、運動指導及び安全衛生管理を行っておりまして、プール利用者数は年間で2万669人、内訳を申し上げますと町内が1万6,720人、町外者3,949人ということになっております。プール利用者が年々減少しているということでありまして、特定健診等健康指導を活用してプール利用の有用性を広く広報する必要があると考えます。

以上が、福祉保健課関係であります。

次に、教育総務課関係であります。教育総務費事務局費の姉妹都市交流事業、米沢市と高鍋町の小学生が自然や文化等に触れ合うことにより相互理解を深め、先人の偉業を学び心豊かな児童の育成を目指して交流している事業でありまして、19年度は米沢の子供たちを本町に迎え入れ、高鍋町及び学校紹介、石井十次先生と秋月種茂公に関する学習発表、そのほか陶芸や海水浴体験などの活動を行いまして交流を深めたところであります。米沢からは10名、高鍋から10名、双方ともお互いに1年ごとの交流になりますので5年生が参加しております。

この交流事業も開始から14年が経過しておりまして、交流会に参加した児童も成長して、今後の運営に関し協力を募り、次世代に図っていく必要があるのではないかという話も委員から出ております。

次、教育振興費は外国語指導助手招致事業、これは外国青年を教育委員会に就業させ町内の小中学校へ派遣し、英語教師の助手として生徒に生きた英会話の授業を行い、外国語スピーチコンテストに参加する生徒の指導などをして上位入賞を果たしております。子供たちは実際の外国人に接することで文化の違いや習慣の違いを感じ、国際的な視野を広げ、さらに学習意欲の向上にもつながっていくものと思います。本事業の成果が出ているのではないかというふうに考えます。

適応指導教室事業は、不登校児童生徒に対し適応指導教室で指導することにより学校不適応の解消と登校できるまでの援助を実施し、教室に通級した生徒全員が志望の高校に進学を果たしたということでありまして。現在は7名の不登校生徒がおりますが、うち2名は適応指導教室に通っているようでございます。他の生徒は、保護者やカウンセラー、担任と連携を図り登校を促しておりますけれども、大変厳しい状況だという報告がされております。

次に、教育研究所事業、これは教育に関する専門的技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を行い、教育実践の向上を図っておりまして、19年度から各校2名の研究生でふるさとへの愛と誇りを持つ児童生徒の育成ということをテーマに研究を進めて、結果、ふるさと学習における指導案を各学校に普及させております。現場での実践に役立っているということでございます。

教育振興費負担金補助及び交付金は幼稚園就園奨励費補助事業で、これは私立幼稚園の

設置者が、当該幼稚園に在園する保護者で高鍋町に住所を有する者に対して入園料及び保育料を減免する場合、保護者の所得状況に応じて町が補助金を交付するもので、幼稚園からの申請を受けて、国が示した基準表を参考に国庫補助を行っているということでありませす。ちなみに、19年度の対象者児童数は144人が受けているということです。

次に、高鍋町小中学校音楽祭、これは音楽を通して児童生徒の情操教育を推進、音楽への理解と技術の向上を図るもので、町内小学校6年生、中学3年生全員及び楽器クラブ、吹奏学部が一同に会して音楽発表を行っておるところであります。このことにつきましては、自分の学校だけではなくて他の学校の児童生徒とともに学び合うよい機会であるということでありませす。今後は、保護者だけでなく、多くの町民の方にも参加を呼びかけていきたいということでありませす。

小学校・中学校扶助費は、就学援助事業で経済的理由により就学困難な児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対して学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、医療費等を助成しているもので、現在対象児童生徒数は小学生が70名、中学生が31名の方が認定をされております。

次、学校管理費の委託料、18年度に実施した優先度調査でランクの高かった東中学校普通教室等の耐震二次診断を実施しましたが、緊急度は低いものの耐震補強の必要があるということが判明いたしましたので、20年度に実施する他の学校診断結果とあわせて補強工事の実施について検討する必要があるということでありませす。

次に、保健体育費、学校給食事業は、小学校が単独方式、中学校は調理及び配送を民間業者に委託して共同調理場方式で運営しております。安全でおいしい給食を提供することで、児童生徒の心身の健全な発育に寄与しております。

給食費については、御案内のとおり、小学校が3,700円、中学校が4,300円、19年度2学期より高鍋産の米、秋月三万石水稻部会を使用した米飯給食を行っております。他の食材についても、できるだけ町内産の物を納入することが望ましいと考えませす。

以上、教育総務課関係であります。

次に、町民課関係であります。まず歳入は国庫負担金の保険基盤安定国庫負担金、これにつきましては保険料軽減対策費であります。

次に、国庫補助金の社会福祉費補助金、これにつきましては後期高齢者医療事業補助金で、後期高齢者医療制度創設準備事業と円滑導入事業に対する補助金でありませす。

次に、委託金、社会福祉費委託金、これは基礎年金等事務費、特別障害給付費及び社会保険事務所との連携協力に係る人件費と物件費の委託料であります。

次に、県負担金、保険基盤安定負担金、これにつきましては国保事業の保険料軽減対策費であります。

次に、歳出であります。民生費の社会福祉費総務費の繰出金、これは国民健康保険特別会計への繰出金で、内訳は人件費及び助産費、基盤安定負担金、それから財政安定化支援事業であります。

次に、老人福祉費の繰出金、これは老人保健特別会計への繰出金、次に後期高齢者医療事業の需用費は消耗品と保険料納付書、督促状の印刷製本、役務費については保険証の郵送とシステム回線接続の設置手数料であります。

委託料は、医療システム制度の導入、改正による委託料であります。

備品購入、後期高齢者医療システムファイアウォール機器一式の購入費用、負担金及び交付金は後期高齢者医療広域連合との国保連合会への負担金であります。

次に、国民年金事務費は一般職員の人件費等ではありますが、その中の需用費は事務の消耗品費であります。

以上が、町民課関係であります。

次に、美術館関係ではありますが、まず歳入は美術館使用料、これは観覧料、展示室使用料、ホール使用料等でありまして、次に雑入関係、電話使用料、グッズ等販売、自動販売機、資料、コピー、はがき売り払い料、こういったことがあります。

歳入合計といたしましては551万8,266円、歳出につきましては人件費、維持管理費、展示事業費等で、歳出合計2,931万175円ということになっております。

次に、主な事業等について、たくさん常設展、企画展がありますので報告をします。

常設展、企画展11回ということでありまして。特別展が1回開催をしております。入館者数は、多目的ホールを含め延べ2万6,150人。主なものとして、高鍋高校から寄託されている東海道五十三次展ですね、19年4月5日から5月6日、これは安藤広重の出世作の復刻版で55の作品を展示をいたしました、948、約1,000人の方に観覧をいただいております。

次に、ケン・サトウ展、ケン・サトウ氏はスウェーデンで活躍しておられまして、今回44点を展示をいただいております。

それから、アメリカ人のスタイナー氏、この方は京都国際木版画協会を設置されて会長としても活躍され、企画運営をされておりますが、作品66点を展示をしていただきました。

それから、郷土作家シリーズとして、新富町出身で東京都の高校教師を勤めながら精力的な創作活動を展開されている宮本哲作品展を開催をいたしました。

特別展として、「よみあげる大正口マン、竹久夢二展」、これは98点を展示をいたしまして、竹久夢二は大正、明治、昭和を通じて純粋な感情と清新な画風で一世を風靡した叙情作家であります。人気も高く、期間中5,164人もの入館者があったということでありまして。またグッズ等の売れ行きも良好で、過去の特別展を含めて初めて黒字を計上したという報告を受けております。

そのほか、いろいろとありますが、コバヤシ雅子絵画展、西都児湯子供たちによる絵画展、無料、観覧者は814人、大変多くの方が入ってる。第5回高鍋町美術展覧会852人の入館者、そのほか自主団体との展示会、企画展示室9団体、回廊が5団体、エントランスが6団体の利用をされております。

そのほかにもまた、実技講座あるいは自主講座といった活用がなされておりまして、美術館も平成11年の11月に開館をして来年は10周年を迎えるとのことでありますが、報告を受けた限りでは非常に年々充実をしてきているように思いました。

次に、社会教育課関係であります、歳入から報告をいたします。

社会教育施設使用料の公民館使用料325万6,979円、昨年度より37%の増であります、これにつきましては、国政選挙それからイベント等による利用回数が増加したということであります。

次に、歴史総合資料館使用料ですね、歴史総合資料館使用料、19年度より文化財系の対応、企画展示事業の拡大といったことで前年度より17%の増となっております。

次に、家老屋敷の使用料につきましては、19年10月から指定管理者制度に移行したことから大幅な減ということになっております。

次に、保健体育施設使用料、全体的に前年度と比較して3%の減、それから弓道場につきましては、約30%の減。

次に、教育費県補助金の社会教育費補助金で44万8,000円、これは豊かな心を育む子供の体験活動支援事業補助金で、子供フェスタ、リーダー研修等に充てております。

文化財保護費補助金、これは古墳・標柱・看板等整備補助であります。持田古墳の維持管理費等でありまして、そのほか高鍋クス保護増殖費補助金、これも高鍋クス保護増殖費として充てております。

次に、保健体育費補助金のスポーツランド宮崎全県展開推進事業補助金は、町営球場のグラウンド整備補助金、それとスポレク宮崎2009補助金、スポレクの方は21年に開催される全国スポレク祭の補助金でありまして、開催地調査、旅費等に充てております。

障害スポーツ拠点施設整備促進事業補助金、これは町営球場のフェンス、プロテクター等の設置工事の補助金でありました。

次に、県委託金の社会教育費委託金は、地域ふれあい読書祭りの経費であります。

寄附金の教育寄附金につきましては、石井十次顕彰会2件110万円、中央公民館の備品等の整備費として1件100万円、図書館寄附金につきましては2件、200万円をいただいております。図書館寄附金につきましては読々本藩実録の製本、福井文庫の充実に充てております。

次に、雑入であります、社会教育課関係は、このうち13件、19年度のコミュニティ助成事業は7地区、1,720万円、前年度は4地区でありましたけれども、ことしは7地区と、19年度は7地区ということでございます。

次は、歳出であります、老人福祉センター費の支出総額200万2,031円で、昨年度と比較すると約4%の減となっております。

社会教育総務費、支出総額9,532万3,537円、昨年度比11%の増、主な理由として負担金補助及び交付金の中のコミュニティ助成事業補助金の交付地区の増加によるものであります。

報酬につきましては、18年度3名配置していた社会教育指導員が19年度は2名となったために減額となっております。

大変、細かな報告で、もうしばらく聞いていただきたいと思います。

報償費及び需用費は、成人式実行委員会の協議で記念品を廃止するとともに、成人証書の印刷等自分たちで実施することになり、30万円の節約になったということであります。

次に、負担金補助及び交付金については、19年度は自治公民館運営費補助金の1割カット等もありまして減額となっております。コミュニティ助成事業補助金の交付地区数の増加等により全体では約11%の増となっております。

次に、公民館費であります。支出総額3,177万6,745円、前年度比約9%の減、これは嘱託員が廃止となって22名職員で対応することになったことによるものであります。

報償費については、パソコン講座を受講者がいなかったために中止したことによるものであります。約64%の減額ということであります。

需用費は、台風により破損した発電機の修理等により13%の増、備品購入費、これはコンサートの益金を寄附していただいたことによりAEDや音響機材等の備品を購入をいたしております。

次に、図書館費、支出総額2,597万1,062円、昨年度比約3%の減ということになります。

寄附金により、読々本藩実録の製本、福井文庫の整備を行っております。

文化財保護費であります。支出合計642万8,371円、昨年度比が46%の減であります。これは持田古墳群古墳範囲確認調査発掘作業の休止及び秋月墓地等の整備清掃作業費の減額により、賃金や需用費が大幅に減少したこと等によるものであります。

歴史総合資料館費は、昨年度比較が32%の減となっております。これは、19年度より管理嘱託員を廃止し、文化財係による管理になったことによるものであります。

使用料及び賃借料、19年度より展示室に自動消火器を設置したため、そのリース料69万5,520円の増額となっております。

生涯学習費であります。支出総額355万4,932円、昨年度比31%の減、町民の日の文化講演会が中止となったことやリーダー研修のバス借り上げ料が補助対象外となって計上できなくなったことによるものであります。

家老屋敷費については、支出総額221万5,510円で約44%の減、これは管理嘱託員を廃止し指定管理者制度に移行したためであります。

保健体育総務費、支出総額2,125万8,677円、昨年比較すると24%の減、これは職員が1名減となったことや公民館対抗競技会の参加賞を廃止したことによるもので、体育施設費であります。支出総額3,891万2,876円、昨年と比較すると約26%の増、町営球場や小丸河畔多目的広場の整備に伴う増額等であります。

以上が、社会教育課関係であります。

次に、議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。この条例の改正の理由は、県がこれまでの母子家庭医療費助成制度に新たに父子家庭医療費の助成制度を加えたひとり親家庭医療助成制度を創設したもので、本町においてもその必要性に堪がみ、県の改正にあわせ条例の題名を高鍋ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に改め、父子家庭に対する医療費の助成を行うものであります。

改正の主なものは母子家庭等の語句の訂正、それに配偶者のいない男子の定義づけ、助成対象児童年齢の適正化、助成金の支払い方法等の明確化ということになっております。

施行は平成20年10月1日として、それ以前のもは従前どおりであることを附則で規定しております。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)中、関係部分の審査について御報告をいたします。

まず、福祉保健課関係であります。歳入について民生費国庫補助金、ファミリーサポートセンター事業を実施するための次世代育成支援対策交付金50万円を県補助金に振り替えるため減額するもので、単年度の新規事業である子育て支援体制づくりの促進事業に係るアンケート調査に伴う補助金45万円を相殺した額であります。

民生費県補助金、児童福祉費補助金は、県の乳幼児医療費助成制度の拡充により、20年10月からの3歳以上就学前までの入院外診療分について自己負担額を差し引いた2分の1が補助されることによるもので、ファミリーサポートセンター事業分を国庫補助金から県補助金へ振り替えたものであります。

繰入金につきましては特別会計繰入金、平成19年度介護保険特別会計決算に伴う財源調整による繰入金であります。

次に歳出であります。社会福祉費、社会福祉総務費、この費目に該当する町民課職員1名増によるものであります。

次に介護保険事業費繰出金は、事務費が第三者行為求償事務委託料の増と、介護認定審査会特別会計決算に伴う財源調整による減の相殺、職員給与費等については介護保険職員の共済費の増によるものであります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費の人件費関係は人事異動、需要費と役務費はアンケート調査に伴う消耗品と切手代、その委託料は乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費助成制度改正に伴うシステム変更に伴うものであります。児童福祉施設費の人件費関係のうち、給料は産休や育児休暇による減であります。衛生費、保健衛生総務費のうち人件費関係は退職者1名、産休者1名による減額、負担金補助及び交付金につきましては西都医師会病院の一次救急に係る医療損失分の負担金、母子衛生費の賃金につきましては、健康推進事業を実施するに当たり看護師等専門資格を持つ臨時的な職員が必要となったためのものであります。

以上が、福祉関係であります。

教育総務課関係についてであります。教育寄付金100万円のみであります。

歳出につきましては、教育総務費の事務費、共済費 45万7,000円、これは教育長含む職員7名分の給料等の変更によるものであります。投資及び出資金100万円、篤志家から同額の寄付金を高鍋町育英会への資金として使ってほしいという旨の申し添えがあり、その意思を尊重したものであります。

次に、教育費、保健体育費の学校給食費であります。職員手当等6万1,000円及び共済費59万円は給食調理員7名分の定期昇給などに応じた人件費の補正であります。賃金の40万3,000円、これは21年度実施予定の学校給食全面民営化に向けた現在の職員を一般行政職へ任用替えを行う計画がありまして、既に夏期休業中などを利用して各種の教育や職場実習を実施してさらに今年度ないに交替で1人10日間の業務日における教育を予定しております。そのための対応する臨時職員の賃金70日分を補正するものであります。

社会教育課関係であります。歳入は教育寄付金50万円、これは石井十次顕彰会補助金であります。社会教育総務費の共済費、市町村職員共済組合負担金(率変更)ということであります。報償費6万円、各種大会等講師謝礼であります。需要費消耗品等は子供フェスタ創作体験材料代。次に、使用料及び賃借料、これは借上げ料で子供フェスタ用品借り上げ料であります。

次に、公民館費の共済費は市町村職員共済組合負担金(率変更)のために支払うものであります。

次に、図書館費はこれも共済費でありまして市町村職員共済組合負担金であります。

文化財保護費の負担金補助及び交付金につきましては石井十次顕彰会補助金であります。生涯学習推進費の需要費これにつきましては、高鍋湿原消耗品等燃料費であります。

保健体育費、保健体育総務費の共済費、これは市町村職員共済組合負担金。それから負担金補助及び交付金につきましては県が大会出場補助金8万円。第4回九州クラブ9人制バレー男女優勝大会出場補助金。これが7月19日、21日に北九州市で大会が開催された。高鍋クラブが県代表として出場をしております。

審査を終了いたしまして、採決の結果、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算書中、関係部分については賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正については全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)については全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会長報告といたします。

議長(水町 茂) 以上で、文教福祉常任委員会長報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。45分から再開いたします。

午前11時33分休憩

.....

午前11時45分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について中、関係部分に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定に、反対の立場で討論を行います。

この決算中には私の提案した乳幼児医療費助成や、重度身体障害者医療費助成など弱者対策の費用、また、みずからの消耗品使用などで不用額を少しでも多くし、町民への福祉向上に努めながら税金の徴収義務などへも積極的に取り組む姿勢は大いに評価できると考えています。

また、黒水邸の管理委託についても、所在地域への指定管理をお願いしたことについても、高鍋藩の歴史にも触れながら来られた人たちに満足していただける状態をとの思いが伝えられるようにと努力されていることもお伺いしています。

しかしながら、町長は職員の仕事に甘んじておられるのか、職員の働く気概に対する評価をあまりなされないように思います。公務は大いに励まし、職員のやる気を大いに発揮させ、歯に衣を着せない率直な意見に真摯に耳を傾けることこそ寛容と考えます。

ところが、人事評価も「やります、やります」との掛け声だけ。一向に町長の方針が見えない1年間ではなかったでしょうか。

第4次行財政改革大綱についても最終年としての課題は、80%ぐらいの実行ができた

との報告がありましたが、住民サービスや地区に対する補助削減、使用・手数料引き上げなど住民へ向けたものがほとんどでした。

町長も議会もこの財政危機に対して敏感になる必要があります。その財政危機を招いた原因が国の政策にあること、後年度で負担するからと各自治体に箱物や必要のない建造物をどんどんつくらせ、そのツケを三位一体改革と称して地方自治体の交付税減額、補助金の一般財源化という打ち切りに等しいやり方。また、民営化を促進するという言い方で官僚天下りの仕組みを遠く自治体まで波及している状態ではないでしょうか。

東京の日の出町ではお年寄りの医療、後期高齢者医療費分を町が負担することに踏み切りました。大きなショッピングモールの出店で多額の固定資産税が入ってくるからとの説明のようです。

住民が支払った税金が住民に還元される、このことをわかりやすく説明するためにも現在の成果報告では大変わかりにくいと考えます。

自民党政権は2年にわたって政権を投げ出し、そのツケは国民にかぶせようとしています。小泉政権は「自民党をぶっこわす」と言って長期政権を維持してきました。ところが、郵政民営化を初め、障害者自立支援法、後期高齢者医療制度など国民いじめの構想を3年、5年後と先送りしてきました。今、その被害をこうむっている国民を尻目に自民党総裁、総理総裁選挙で全国遊説がなされています。消費税引き上げも視野に入れた政権構想がどんどん進んでいます。

このような悪政をしっかりと推しとどめ、住民こそ主人公の立場でしっかりと自治体を守る運営こそ必要ではないでしょうか。

だからこそ、美術館の運営を一時棚上げしたり、嘱託職員などのあり方を検討していただきたいと提案をし続けてまいりました。一向に耳を貸していただけません。

財政危機を乗り切るには職員・議員・住民一丸となって取り組む必要があるのではないのでしょうか。

私自身もこの財政危機には一端の責任があると考えております。その思いも込めて反対の討論といたします。

議長（水町 茂） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、柏木忠典議員。

7番（柏木 忠典君） 7番。認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、各委員長よりきめ細かな審査の報告がなされましたけれども、お聞きのように大変厳しい財政状況にあって、歳入については財源の確保に大変な努力がなされていると見られます。歳出にしても経費の節減等効率的な運営に大変な努力が見られ、成果としてもそれぞれの課において大変な努力がなされているものと見られます。

反対者が言われるように、住民の要望のすべてが満足すべき結果ではありませんけれども、財政が厳しいだけに町民とともに協働して運営する事業も見受けられております。このような状況にあって社会福祉の充実、児童福祉の充実、交通基盤の整備、コンビニ収納

開発、また職員みずからの職員の技能・能力開発 人材育成ですね 事業等。また、第4次高鍋町行政改革大綱の顕著なる職員の努力、経費節減の効果、こういう等々たるものが真剣に取り組まれて、きめ細かな配慮が随所に見受けられるというふうに思います。

大変厳しい限られた財政状況でありますけれども、初期の目的を果たしていると思われまます。ますます厳しい財政状況になると思われまますけれども、第5次高鍋町行政改革大綱に盛り込まれた実行計画が順調に努力されること望みます。執行部・議会・町民一体となり協働のまちづくりのために取り組んでいくことを期待をしたいと、そういうふうに思います。

よって、本決算認定については賛成をいたします。

議長（水町 茂） 次に、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を起立によって採決します。この決算に対する各委員長の報告は認定とするものであります。この決算は各委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第40号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、議案第40号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、議案第41号議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）については各委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。13時から再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後 1 時00分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 . 認定第 2 号

日程第 8 . 認定第 3 号

日程第 9 . 認定第 4 号

日程第 1 0 . 認定第 5 号

日程第 1 1 . 認定第 6 号

日程第 1 2 . 認定第 7 号

日程第 1 3 . 認定第 8 号

議長（水町 茂） 日程第 7、認定第 2 号平成 1 9 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 1 3、認定第 8 号平成 1 9 年度高鍋町水道事業会計決算認定まで、以上 7 件を一括議題とします。

本 7 件は特別会計決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

特別会計決算審査特別委員会委員長（黒木 正建君） それでは、特別委員会に審査付託されました平成 1 9 年度決算認定 7 件につきまして、来る 9 月 8 日から 9 日にかけて、第 3 会議室におきまして議長を除く全議員出席のもと、担当課長、関係職員の出席のもと関係資料の提出を求め、慎重審査を行ったところでございます。オブザーバーとして議長、監査委員が出席しております。

それでは議案番号順に従いまして報告いたします。

まず、決算認定についてでございますが、認定第 2 号平成 1 9 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。予算執行に当たりまして税収入の確保、経費の節減・合理化と運営の効率に努めた結果、歳入総額 2 7 億 1, 2 9 9 万 8, 0 0 0 円。これは 1 0 . 5 % の増。から、歳出総額 2 0 億 7, 1 9 8 万 2, 0 0 0 円。これは 1 3 . 5 % の増。歳入歳出差し引き額 1 億 4, 1 0 1 万 6, 0 0 0 円。これは 2 5 . 2 % 減となったとのことであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税。これ 4 . 4 % 増ですけど、これは税率の改正と収納対策事業による徴収努力によるもので、収納率は毎年、現年度重視したため、現年度一般分では 9 3 . 9 5 %、前年 9 4 . 5 % ありますが、9 3 . 9 5 % となっております。

また、共同事業負担金は 1 2 1 % の増ということで、これは平成 1 8 年 1 0 月から保険財政共同安定化事業の創設により 1 9 年度は 1 2 ヶ月となったためによるものであります。

歳出についてでございますが、主なものとして総務費 2 . 7 % の増となっております。これは今年度から実施しておりますコンビニ収納の開発委託費であります。また、諸支出金として 9 6 . 1 % 増となっており、これは退職医療交付金の精算による償還によるものであります。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

これは人口構造の高齢化の進展に伴い医療費の増加が避けられない状況の中で効果的な運営に努めた結果、歳入総額20億5,670万5,000円、歳出総額20億5,660万3,000円で前年度と比較すると歳入歳出とも7.7%の増額となったとのことであります。

歳入について、繰入金につきましては一般会計からで51.6%の増額となっています。これは19年度の医療費分について次年度追加交付となるためによるものであります。

歳出につきまして、総務費9.5%減でこれはレセプトの審査を委託から嘱託職員に変更したことによるものであります。

以上、審査の結果、全員一致賛成で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

下水道事業は全体計画570ヘクタール、認可区域233ヘクタールで現在事業継続中であり、19年度は管路延長3,033メートル、整備面積14.1ヘクタールであります。総延長が40.6キロメートル、総整備面積が179.6ヘクタールで整備率が77%となっております。19年度末の普及率は28.9%で、水洗化率は67%となっております。

歳入の主なものは、受益者負担金3,262万4,140円となっております。

歳出の主なものは、浄化センターの施設管理委託費2,561万4,970円であります。また、工事請負費が公共マス設置工事を含め34本の契約で1億8,386万4,400円となっております。

議員からの質問等がありまして、それについてお答えします。

「公共マスは」という問いに対しまして、各戸に設置するマスのことで公共マスまでは町が設置するという回答を得ています。

また「水洗化については下水道だけでなく、合併浄化槽もあわせた水洗化率の資料を提出してもらいたい」ということで、後で資料提出をしていただきました。

それから「水洗化率については会計検査員が示す水洗化率でその基準以下だと補助金返還が出てくるのではないか」という問いに対しまして、以前受けた会計検査ではそのような指摘はなく、県にも問い合わせたところ「そうした事例は現在のところない」ということであります。

以上、審査の結果、全員一致賛成で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算額は、歳入1,131万9,000円、歳出1,057万6,000円で歳入の主なも

のは、新富・木城町の負担金、高鍋町の繰入金及び18年度繰り越し金であります。

歳出の主なものは、介護認定審査会に伴う委員及び事務嘱託職員の報酬であります。なお、審査会は18名で構成され、年間197回、1,942件を審査しているとのことであります。

審査の結果、全員一致賛成で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算額は、歳入11億7,578万8,000円、歳出11億1,995万4,000円で差し引き5,583万4,000円となっております。歳入の主なものとして、保険料収入について現年度分の普通徴収率が88.9%で前年度に比べて4.7%減少しております。しかし、収納率全体では0.1%増加となっております。歳出について、介護給付費の介護予防サービス給付費が増加した一方で、施設の介護サービス給付費が減少し、対前年度比3,100万円減少しております。

議員よりの質問について述べてます。

「保険料を滞納している人が介護サービスを受けたいとの申し出があった場合の対応について」原則として保険料に未納がある場合は給付制限があり、通常1割負担が3割、10割負担となり、後日償還払いとしているが、保険料の返納、分納の制約を行いサービスを受けられるようにしているとの回答でありました。

続きまして、「不能欠損額81万7,000円があるが、またその欠損額の理由について」という問いに対しまして、実数で23名、不能欠損の理由は所在不明、また行方不明者であるとのことであります。

次に、「介護利用型医療サービス事業所の廃止によって入所者が行き場を失っていく可能性があるのではないか」ということに対しまして「その対応について」という問いに対しまして、第4期介護保険で保険計画の中で特別養護老人ホーム、医療型老人ホームをふやさなければならないと考えているとの回答でありました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号平成19年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、滞納額は544万9,899円でその内訳は現年度分 19年度分ですけど 4件65万円、過年度分 18年度分ですけど 5件479万円となっております。なお、過年度分の5件のうち競売1件、未相続が1件となっております。

審査の結果、全員一致賛成で認定すべきものと決しました。

引き続き、認定第8号ですが平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について、経常収支では収入総額2億3,695万円に対し、支出総額4億2,198万円となり1,497万円の純利益を得ております。

議員の質問により、「有収率の目標値について」の問いに、90%を目標としていると

の回答でありました。

つづきまして、「営業収益の減について」の問いに、大口先の給水収益の減、また、一般家庭の節水器等の普及による収益の減が考えられるとの回答でありました。

また「検針について、個人と会社委託の違いについて」の問いに、後者委託については検針のみの委託ということで、また、個人については中止・開栓等を委託しているとのことでありました。

次に「南九州大学の生徒数の減による減少についての見込みはどのくらいになるか」という問いに対しまして、4年間で535名の減が見込まれ、約950万円を予想しているとのことでありました。

また「給水原価・供給単価について」の問いに対しまして、総費用　これ、浄水場が長年建物古くなっており、その修繕費等により、給水原価が供給単価を上回っており、また、職員1名増についての回答がありました。

審査の結果、全員一致賛成で認定すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました決算認定7件につきましての報告を終わります。

議長（水町　茂）　以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略します。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第2号平成19年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

13番（中村　末子君）　13番。認定第2号国民健康保険特別会計について反対の立場で討論を行います。

国保会計での弱点は医療費を抑制したいと思っても医療技術の進歩で高度医療が受けられますが、その一方で医療費は上がるばかりです。不規則な食生活による生活習慣病などが原因でおこる心臓・腎臓などの内臓疾患では長期にわたる治療費が高額です。つらいのは本人ばかりでなく、医療費を支払い、その分を保険者に賦課する公務員も大変です。しかし、今まで基金を流用しできるだけ国保税を低く抑えてきたことの評価はできますが、疾病の流動化をしっかりと把握して早期に対応できるシステムをつくりあげていただきかけたと思いを込めて反対といたします。

議長（水町　茂）　次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町　茂）　ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町　茂）　起立多数であります。したがって、認定第2号平成19年度高鍋町

国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。まず、決算に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。認定第6号平成19年度高鍋町介護保険特別会計に反対の立場で討論を行います。

平成12年度から医療費が高騰。それにかんがみ介護保険制度が取り入れられました。しかし、老後を安心して暮らせるのではないかとの国民の願いを見事に裏切った内容となりました。見直しがあればとの願いにも背を向け、後ろ向きの改正となりました。年を取れば人の世話になるとだれしも考えています。だからこそ、高いと思っ

続けている保険料。いざ、利用するとなると自己負担が多かったり、利用できないとの意見が数多く寄せられています。療養型病床の廃止に伴い行き場のないお年寄りがふえることは避けてほしいと、私は思っております。

利用しやすい介護保険制度だったのか、保険料負担はと考えたときに住民の理解が得られないと考え、反対といたします。

議長（水町 茂） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成19年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、認定第7号平成19年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成19年度高鍋町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

日程第14．議案第45号

日程第15．議案第46号

日程第16．議案第47号

日程第17．議案第48号

議長（水町 茂） 日程第14、議案第45号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてから日程第17、議案第48号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題とします。

本4件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

特別会計予算審査特別委員会委員長（黒木 正建君） それでは、特別委員会に審査付託されました平成20年度補正予算4件につきまして、来る9月8日から9日にかけて、第3会議室で、議長を除く全議員出席のもと、担当課長、関係職員の出席のもと、関係資料の提出を求め慎重審査を行ったところであります。

なお、議長はオブザーバーとして出席しております。

それでは、平成20年度の補正予算4件について御報告申し上げます。

まず、議案第45号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今回は歳出のみとなっております、歳入歳出総額の変更はありません。需用費のマイナス3万8,000円、これは印刷製本費の減によるものであります。

また、償還利子及び割引料3万8,000円、これは19年度の実績が確定したことによる支払い基金返還金の増によるものであります。

審査の結果、全員一致賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第46号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金243万6,000円の減額となり、繰越金が1,062万7,000円の増額となっております。歳出の主なものは、浄化センターの修繕料で789万6,000円となっております。

質問と回答に移ります。今回、終了したら今後何年間は大丈夫なのかという問いに対しまして、攪拌曝気機は以前修理したが5年間はもっていると。しかし、何年とは言えないが、一定期間は大丈夫と考えているとの回答でありました。

また、攪拌曝気機は新品で幾らぐらいするのかという問いに対しまして、機械のみで2,000万円ぐらいするのではないかという回答でありました。

審査の結果、全員一致賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は平成19年度事業確定に伴い74万2,000円の繰越金が生じたので、これに伴う財源調整であります。

審査の結果、全員一致賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,208万6,000円を増額し、総額を12億1,513万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護予防給付費の増額に伴う国庫負担金等各種負担金の増額及び介護給付費の減少による繰越金の増額であります。

歳出の主なものは、介護予防サービス給付費の支給対象者である要支援1及び2の人数が大幅に増加したことにより、2,563万1,000円を追加するものであります。

質問、回答について述べてみますと、今度の計画で介護保険料がどのくらいになるのかの問いに、次期保険料の設定は最も単価の高い療養型病床が廃止されることと、予防給付費の伸びとのバランスを考えてということになるという回答でありました。

審査の結果、全員一致賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、特別委員会に付託されました20年度補正予算4件につきましての報告を終わります。

議長(水町 茂) 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略します。

次に、議案第45号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(水町 茂) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(水町 茂) 起立全員であります。したがって、議案第45号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(水町 茂) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(水町 茂) 起立全員であります。したがって、議案第46号平成20年度高鍋

町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、議案第47号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員であります。したがって、議案第48号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18．議案第49号

議長（水町 茂） 日程第18、議案第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 議案第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例の一部改正は、高鍋町一般廃棄物最終処分場の建設に当たり、川南町漁業協同組合と締結した公害防止協定による水質検査の結果報告を怠ったことにより、組織として責任をとるため、高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、私の給料を10月の1カ月間、現行の5%の減額に10%上乘せとして15%減額するものでございます。

経過についてでございますが、平成6年度から平成8年度にかけて建設された一般廃棄物最終処分場の運営に伴い、川南町漁業協同組合と公害防止協定を平成6年度に締結いたしております。その協定書の第2条により、水質検査を3月、6月、9月、12月に実施し、報告することとなっております。

水質検査は、協定書どおり3月、6月、9月、12月とも実施いたしておりますが、事務上の不手際により川南町漁協への報告を平成15年10月を最後に行っておりませんでした。ことしになって、川南町漁協より請求がございましたので、19年度分と過去の分の2回に分けて報告いたしました。

平成15年10月以降に報告した記録がありませんので、担当課長、係長から事情を聴取したところ、川南町漁協への報告を怠っていたとのことでありました。原因といたしましては、事務引き継ぎ上の不手際及び職場内の事務処理体制の不備によるものでございます。

今回の公害防止協定による報告書の未報告につきましては、弁明のしようがなく、深くおわび申し上げるばかりでございます。環境汚染は出ておりませんが、川南町漁業協同組合の不信を招いた責任は大きく、その責任は当然問われるべきであり、私の責任を明確にするものでございます。

今後は、事務的な遺漏をなくするため、職場内での報告、連絡、相談を確実に行うようにし、職場内の事務処理体制を確立し、適正な事務の遂行に努めてまいり所存でございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（水町 茂） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（川野 文明君） それでは、議案第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

1ページ、開いていただきまして、高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例、昭和31年高鍋町条例第11号の一部を次のように改正いたします。

附則に次の1項を加えます。附則が、5までありますが、6、平成20年10月分に関り、町長の給料の額は第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から、その額の「100分の15」に相当する額を減じた額とする。

この条例は、平成20年10月1日から施行するというので、次の新旧対照表がございしますが、現在町長の給料につきましては条例上の給料71万9,000円となっております。これが平成18年4月1日から平成21年2月26日までの間は、「100分の5」を減じた額ということで、現在5%を減じた額となっております。

今回、10月分に関り、10%を上乗せをするということでございますので、この条例、項目に出てきますように「100分の15」と、10月支給分については「100分の15」に相当する額を減じた額ということでございます。

現在が71万9,000円ですので、これから「100分の15」を減じた額が10万

7,850円減額することになりますので、10月分の給料を61万1,150円ということになります。71万9,000円から「100分の15」ですね を減じた額ということでございます。

以上でございます。

議長（水町 茂） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑ありませんか。3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 初めに、この議会が始まる当初に議会運営委員長からの報告の中で、この49号議案の提出に至っては、委員長からは今後起こり得ることまで説明をとるという求めがあったと思いますが、今の説明の中においては一言もない。

それで、あえて委員長にかわり、質疑の段階で、今後起こり得ることを聞きたいと思えます。それが1点ですね。

それと、今回は川南町漁業協同組合との公害防止協定を4年の長きにわたり違反したということにおいての、町長みずからの処分ということになりましたけども、この川南町漁業協同組合の住民ですね、これは川南町の住民ですね。今回の染ヶ岡にある一般廃棄物処理場の受益者ではございません。放流をすることによって、リスクのみを担う団体ですね。

それに対して、町長の説明においては事務の手続き上の云々とか言われましたけども、これはもうきょうの新聞に書かれておりました管理監督責任は町長みずから負うということで発表されておりましたけども、「100分の10」という数字においては、私は本町にかかわる問題であったとすれば、まあ私はいいんじゃないかというふうに思いますが、これは先ほども申し上げましたように受益者でも何でもないリスクのみを負う住民、それに対してはいかなる理由のもとに「100分の10」という減給案を出されたのか、まず第1番目の質問として2つお聞きしたいと思います。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。

午後1時48分休憩

.....
午後1時48分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

町長。

町長（小澤 浩一君） 今後起こり得ることと申されますけど、ま、私たちといたしましては、協定書にあったように今後一切そういった過ちといたしますかね、不履行がないように努めてまいりたいと思っております。

それから、「100分の10」ということでございますけど、ま、いろいろな事例を見まして、都城市の調整池の破損・放置問題などを参考とし、私自身の判断で決定したものでございます。

以上でございます。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 1点目の今後起こり得る問題ということに関しては、宮日がけさ報道された川南町側から今回の改正を求める協定書の中に「公正証書化をしる」という文言があるというふうに報じられております。

これは私が察するに、自治体である高鍋町が4年にわたる長きに協定書を、第2条2項を違反したことによる自治体でありながら信用できんということのあらわれだと思っんですね。

そこで、公正証書化した段階において高鍋町に不利益がもたらされることがあり得るのか、これをまず第1点目に伺います。

2点目の都城の調整池の漏水とか言われましたけども、私が最初に言ったように、これ本町に対する、今回の不祥事があって町民に対する町長の減給案であれば、それでよかろうと思いますよ、その事例を適用しても。

先ほど言ったように、これは受益者でもない、リスクのみをからう住民に対して協定違反をしたということに関しては、私はたかが10分の1程度の減給案では協定違反をしたことに対する今後、協定の改正をする中、ましてや22年度にはこの協定は切れるんですよ。23年度に新しく協定を結ばなければならない状況があるんですよ、もう2年後には。それを踏まえて、このような減給では私は相手側に誠意が伝わらないと思います。

ここで忠告しておきますけども、この結果が今後、今回の協定改正の段階と23年に来る協定の改正、その段階に遺恨を残さないようによく考えて私はしていただきたいと思っます。

問題が起こったら、これは町長、あなたの責任ですぞ。忠告しておきますがね。まず、1回目の質問はそこでもう一遍お尋ねします。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 「100分の10」につきましては、いろいろと考えまして「100分の10」で私は大丈夫だと、理解が得られるなというところで「100分の10」にいたしました次第でございます。

あとは、事務上でございますので副町長より答弁をいたさせます。

議長（水町 茂） 副町長。

副町長（興梠 正明君） 公正証書化を求められておりまして、それが町に対して不利益があるかどうかということでございますけれども、これは弁護士の方に一応相談をしたところでございますけれども、公正証書ということだけで申し上げれば、いわゆる自治体の公印がついたものについては、それと同じ効力をそもそも持っているというふうな判断でございます。

ただし、この漁協が求められている意味というのは、漁協の示された案の中には、「協定に違反した場合、制裁金を科す」という条項を入れたいというのがありまして、そういう場合の担保として公正証書という言い方をされてるようでございます。

ただ、制裁金というものを受け入れるかどうかということについては、これはやはり将

来の債務負担ということになりますので、慎重に検討する必要はあるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 今、副町長が言われた段階、漁業協同組合から今回の改正に伴って要求されておる、提示されておる内容であろうとは思いますが、これはまあ今後協議されることだからいいにしても、それと最後に、ま、最後じゃから言いますが、総括で申し上げた段階にこの公害防止協定書と付随した覚書がありますね、覚書が、これも協定違反の中でやる4年間の報告義務を怠った問題と一緒に、それ以前までは30万円という数字が放流費として需用費の中の消耗品費から出されておったと思いますが、今後この請求が来るだろうと私は思います。

そこで、30万円という数字が覚書にも何も書いてない。当然、15年までは予算要求、予算計上されてきたんだから、この30万円という放流費の算出根拠は何なんですか。それを伺いたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 高鍋町と川南町漁業協同組合の双方において協議をするということに覚書が書いてありますので、そのようにやっておったと思っております。

3番（池田 堯君） 協議した結果、30万円になっとっちゃう。それは……向こうからの要求を丸呑みしたということや。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時00分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほど申しましたけど、16年度まで、向こうから漁協の方から要望書というのが参っております。

マダイ、ニベ、カレイ、トラフグとかいうことで書いてありますが、これを漁協の方で大々的に放流されるということでございます。その一部を、放流を助成してくれということで30万円というのがここに書面で来ているようであります。それを協議した上で、出しておったと思っております。

3番（池田 堯君） 協議の段階までは出すけども、本町の予算計上の段階では算出根拠が1点もないやん。さっきみたいに、向こうの要望書を丸呑みしたのかどうかって聞きよるけん。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

町長。

町長（小澤 浩一君） 要望書として、川南町漁協よりマダイ、ニベ、カレイ、トラフグ、アワビなどの稚魚の放流を、放流の一部助成として30万円という金額がここに来ております。

それを協議しまして、妥当ということで補助をしたと思っております。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 昨日の議会運営委員会で詳細についてお伺いしたんですが、きょうは提案理由の説明の中でもっと詳細に説明していただけるものと思って私は委員長報告からちょっと省いた経緯があるんですが、大変申し訳ないんですが、この問題が発生してからこれまでの経過について、日にちを追って、どういう文書が提出され、どのような内容になってきているのかということの詳細に説明していただきたいというのがまず1点ですね。

やはり、議員は共通の認識を持たないといけないと思いますので、議会運営委員だけが認識を持っているっていうのはやはりいささか議員としては不備だと思いますので、説明をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、事務処理に関しての引きつぎについて、このことはやはりこの課だけでなく、町政運営上、どの課にもあることではないかなと思うんですね、対外的な問題を含め、だから、どのような書類上の手続きをされて行ってこられているのかどうかということの詳細に説明をしていただきたいと思います。

それから、これちょっと3点目としてはあれかもしれませんが、後の説明の中で、またどのような対応があったのかということで私が質疑をすればよろしんですが、3回しか質疑ができないということで、昨日聞いた中で、通告書を8月の13日に持ってこられたという時点で、いつの時点からこういうのについての申し入れが行われており、いつの時点で訪問をされて、何回ぐらい接触があったのかということも詳細に説明をしていただきたいと思うんですね。

そうでないと、なぜ町長が唐突に1カ月限りの減給という形で提案をするのか、じゃあ、職員については、先ほど懲罰委員会をもってするということだったんですが、じゃあ職員に対しての責任問題っていうのはどのように考えていらっしゃるのかということについても、しっかりとここでお伺いしておかないと、私たちやっぱり議会議員として、この川南漁協から出された問題に対して議員自体がどんな対応を迫っていくのかということ、これからの公害防止協定をもう1度結び直すということに対しても、いろんなことに対してもやはり議員みずからも気を引き締めてしっかりと対応する態勢をしていかないと、相手様に大変失礼なことじゃないかなと思いますので、共通認識をいただくために再度説明を

していただきたいと思います。

議長（水町 茂） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 私の方で、経過、時系列的な経過を申し上げます。

まず、ことしの7月、7月ですね、28日に川南の漁協の職員の方から染ヶ岡最終処分場の放流水の水質検査データをくださいという電話がありました。で、同じ日、同日ですけども、お送りますということで19年度分のデータを送りました。

それから、8月になりまして、8月の7日です、川南町の漁協の理事がお見えになりまして、副町長室で話し合いがあったということです。その中で、水質検査の結果が報告してないんじゃないかと、それはどういうことかということがありました。それからすぐ調査を行いまして、15年10月が最後の報告だったということの記録がありましたので、それ以降について当時の担当職員に聞きましたら、報告はしてないということがわかりました。

で、その後、次の日、8月8日になりますが、8月8日になりまして漁協へ環境整備課の方で15年度から18年度ですね、19年度はもう渡してありますので、送付がしてあるということで、残りの分について水質検査の結果を渡しに行ったというようなことになってます。

で、8月の13日に、今度は漁協の方から通告書という形で出てきました。通告書の内容につきましては、放流を停止せないかんのじゃないかと、協定書は破棄をしますよとか、そういう意味の通告書です。

その後、8月14日、翌日ですけども、8月14日に事務所に出向いて、報告をしてなかったことに対しての陳謝を行っております。引き続き放流ができるようお願いをしたというようなことをやっております。そして同時に、この件について町との協議を行ってほしいということを依頼をしております。

その後、8月18日になりまして、同じようなことの協議と、8月20日の午後4時、8月20日の日に漁協事務所で協議の場をつくりましてということで回答をいただいたということです。で、8月20日の午後4時になりまして、漁協事務所に町長、副町長、以下職員も出向きまして、陳謝を 報告がされていなかったということの陳謝を行っております。引き続き放流をお願いしますということのお願いをいたしております。

それから、その後、漁協との協議を続けておる状態が続いておるというようなこととなります。

概要はそういうところです。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほど議員から全庁にどのような対策を今から講じていくのかというような御質問でございましたが、課長補佐級にチェック機能を持たせ、体制づくりをしまいたいと思っております。

それも、定期的にそういった漏れがないように、会議を定期的にかけて、そういったチ

エック体制を強化していきたいと思っております。

以上です。

議長（水町 茂） 副町長。

副町長（興相 正明君） かわった職員に対してどう対応するのかという御質問だったと思いますけれども、やはりこういったことは非常に重要な問題だというふうにとらえております。

それで、職員分限懲戒委員会っていうのを庁内で今後速やかに設けまして、これは副町長以下、サービスを担当する職員4名、それから職員組合の団体から役員3名、あわせて7名からなる委員会なんですけども、それを設置して検討していくと、処分といいますか、そういうサービスに対する指導・処分を検討してまいる所存でございます。

この5年間にかかわった職員が、対象職員としてはラインで見ますと8名おりますので、そういったその職員は対象になるかというふうを考えております。

以上でございます。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 私が庁舎内でこの問題が出まして、かなり聞きにいったんですが、どの段階でということがちょっとあいまいでしたので、そこのところはちょっと日時についてはわかりませんが、町長と理事の方がお見えになったときに町長とかなり口論になって、大きな声で2階中に聞こえるような声で対応されたというようなお話を聞いて、やはり人の上に立つ者、まして住民の立場をしっかりと守らなければならない立場の人間として、やはり放流水の、それ事実を報告してないっていうことはもう事実ですので、もちろんこれ職員が事務上の手続きミスということが挙げられるかもしれないけど、やっぱりそれを放置してたということについては十分みずからに、要するに自分の高鍋町に非があるのであって、相手方に非があるわけではないわけですね。

だから、普通は相手方がそうやって来られたときには、相手がどのような大きな声を出されようとやはりこちらは冷静に対応していく、そういう姿勢が必要だったんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、例えば先ほどの通告書の内容にしても大変厳しいものだとは私は受けとめてますけれども、その通告書の内容を見る限り、23年には公害防止協定を再度切りかえなければならぬということが、この公害防止協定の内容にもちゃんと記載をされてますよね。そういうときにやはり、これがどうなるのかと、本当に結ばれるんだろうかと。

また、逆に言えば、じゃああその水が一滴も放流できないということになったときに、あの水の処理をじゃあどうしていくんだろうかということをや次から次とこう考えていくわけですね、大変さを。

だから、確かに雨が降らなければ放流をしない日があるかもしれませんが、でも、きょうみたいに集中的にすごい雨が降りますと、どうしても水が出てくる、その水は放流しなければならない。やはり、その水についてもちゃんと処理をして、そして検査をして出さな

ければならないということは、これだれもがわかっていることだと思うんですね。

だから、そういうことがわかっていながら大声でやり合うということが、非常に私は町民の立場を考えていない。やっぱトップとしての責任が本当に問われる。やはり、親子の関係でも一緒だと思うんですね。子供がもし何らかのことを起こしたときには、やはり親が謝りに行ったり、親みずからが子育てに関して反省をしたりとか、本当にきちんと話し合ったりとかしていくっていうのが、怒ったからといって、殴ったからといって子供が育つわけではないんです。

そこで、やはり声を荒げないでしっかりと子供の言うことにも耳を傾け、そして相手の話もちゃんと聞き、そして親としてどんな立場をとる、態度をとればいいのかということをしていかなければならない立場にある人間が、もう即刻大きな声を出すっっちゃうことは非常にね。

だから、先ほど池田議員がやっぱり「100分の10」、いわゆる10分の1では少ないんじゃないかということをおっしゃいましたが、やっぱり一番大事なとき、ここが話し合いの初めのときに、本来ならもう少し冷静にゆっくりお話し合いをしてれば相手も理解を示して、高鍋町の態度に対して理解を示していただいて、そして今までのことはきちんと文書なりでおわびをし、そして20日の日ですかね、20日の日には漁協へ出向いて、もちろん漁協の方もそういう場をセッティングしていただいて、頭を下げる機会をちゃんとセッティングしていただいたわけです。このようにして、やはり相手も理のある態度を示していただいているわけですから、やはり、あのときの自分の態度っていうのはちゃんとしなければならぬ。

私は、だから正直な話言って、この給与引き下げの減額の提案が出てきて、私は職員に、もちろん先ほどから懲罰なりの審査会をもってその中で決定するということでしたので、まあ職員に何らかの懲罰という形にもしなるのであれば、何かが出れば、またその時点で町長はその自分の重さっていうのを認識していただいて、恐らく100分の20、30という形の自分の給与減案というのは出されるのかなと思うんですが、ただ自分が減額したから許されるというものではないということだけをしっかりとわかっていたいただきたいと思うんですよ。

そうじゃないんですよ。やっぱり人のつきあいてっていうのは、おつきあいてっていうのは最初に言葉を荒げた方がどうしても悪いんですから、ごめんなさいって頭を下げるのが筋ですよ、だれが考えても。それを言葉を荒げて、自分は悪くないみたいなね、自分を正当化しようとするから、相手はやっぱり怒りをもっと助長するのであって、やっぱり上に立つ者っていうのはその辺を自分はどんなに怒りを持ってても、しっかりと抑え、そしてそのことを自分の肥やしにしていけないと思うんですね。

そのことの認識があったのかどうか、まず町長にね、どうしてそういう大きな声を出されたのか。あのときの自分の立場を振り返って、ここでの弁明していただきたいと思うんです。

だから、弁明と弁解とありますが、どちらでも結構です。だけど、そういうふうにしていただかないと、私たちは議員としてやはり、川南漁協の皆さんから「お前たちは何を考えているのか」と言われたときに、しっかりと議論をして、私たちもやはり職員のしたことに対してはこうやってしっかりと追求をし、町長の態度についてもやっぱり追求をして、そして悪かったところはどうも本当に申し訳なかったということについてはおわびをし、これからやはり私たちができること、最終処分場をしっかりと水質管理を徹底して、今までもきれいな水は確かに出してはいたけれども、その報告を怠った事務上のミスについてはできるだけ私たちも議員も注視をしていきたいということを相手に申し上げることができると思うんですね。

だから、私は町長に率直にお聞きします。だから、なぜあのような大きな声を、だれが聞いてももう本当に恥かしいぐらいの大きな声を出されて、なぜああいう経過に至ったのか、私はしっかりと弁明していただきたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 私が最初から大きな声を出したというふうに言われておりますけど、そうではありません。

私も、余りものを言ったことのない人ですから、その人の話を聞きました。しかし、私が報告を受けてなかったもんですから、ちょっと待ってくださいと、最初は。そして、担当課長を呼んで話を説明させますと言うたら、やはり行政は継続だからと言って大きな声でわあわあと言われて、こっちの言うことは一切聞いていただけませんでした。

それで、ちょっと待ってくれと、私がわからんからと、私も行政が継続してることはわかってると。しかし、あなたのようにそっちからもう一方的にわんわん言うたら私の方からものが言えんじゃないですか、ちょっと待ってくれいということで大きい声出しました。

そのときに初めて私は大きい声を出しました、はい。これまあ、うちの職員が聞いておったからわかると思いますけど、私は最初から大きい声ではものを言いません。声は大きいです。しかし、私は人を威嚇したり、声で、そういうことは一切しません。

昔から、私はそうしつけられてきております。弱い者をいじめることは大嫌いです、私は。だから、そういうことを一切しない。ただし、お話をさせていただかなければ何で来られたのもわからない。もともとの話は尾鈴の灌排、その問題から来られたんです、最初はですね。そして、減反の問題とか、そういうことで言われますからちょっと待ってくださいと、そしてお前たちがこんなことしよるから、じゃろうと思うて調べたらこうだったということだったもんですから、ちょっと待ってください、それは私聞いとらんと、報告を受けてないということで、そしたら職員に責任をなすつくとかと、こう言いましたから、違うと、聞かないことには私もわからんじゃないかということで言ったら、もうそれからもう、いっときしたらもう帰りましたね。

だけど、それは私が、うちが報告してなかったことは、帰り際立ちましたから、向こうがですね、それは謝ると言って、それでそこで帰られましたね、はい。私も、最初から大

きな声は出しませんよ、はい。知らないということはないんですけど、よくものを言ったことも余りない人ですから、はい、名前は知ってました、議員でいらっしゃいましたから、はい。

だから、私はそういうことで最初から私が喧嘩を売っていったということは一切ないと私は思っていますね。しかし、私も声は大きいし、口は悪いですから、怒られれば怒り返すこともあったかもしれませんが、まあ、今のような状態でございますので、御理解を願いたいと思っております。

私は、しかし、職員の起こした失態は私の失態でございますので、「100分の10」というのは、私はそれを自分なりに判断をいたしまして提出をさせていただきましたので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） これから、やはり一端こじれたものがもとに修復するっていうのは、かなり厳しい状況下にあると思います。

その中で、相手から出されている、いわゆる公正証書に基づく公害防止協定の締結を新たにということ。例えば、高鍋町の方が公害防止協定についてはどのようなお考えを持ってらして、相手のことについてしっかりと受けとめて、そのことをそのまま反映されたような文書になるのか、どういうふうになら検討されているのか、途中まででもわかっている範囲で結構です。まだ検討されている段階はお話をいただかなくて結構です。やはり、相手の、ここはやはりしっかりとこっちが受けとめなければならぬと思っていられる部分については、お答えを願える範囲でよろしいですので、お答えを願いたいと思います。

公害防止協定がこれからどうなっていくのか、そしてまた一番心配なところは先ほど池田議員もおっしゃいましたけれども、やっぱり行き違いですね、稚魚放流のところで覚書にあるところの金額についても、向こうが例えば1年30万円として、残りの分の5年分の150万円なり、いきなりもし要求があったとしたときには、財政的にも非常に厳しい状態の中で、やはりどういった形を出していくのか、漁協の方との話し合いをこれからどう進めていきたいとお考えになっているのか、お答えになられる範囲で結構ですので、お答えいただければと思っております。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 今漁協から出された案と、高鍋町が出した案と、いろいろとすり合わせをしておるところでございます。

しかしながら、検査の回数をふやしたり立ち会いをしたりということで、るるこちらの方からはより検査が密になるような、報告が密になるような方向ですり合わせをしておりますが、内容につきましては副町長の方から答弁をいたさせます。

議長（水町 茂） 副町長。

副町長（興相 正明君） 若干、漁協さんの方との内容については、私どもの案とは若干まだすり合っていない部分ございますけれども、やはり漁協の方からもあったのは再発防止

ですね、漁民の立場に立ってやはり考えてほしいということがございましたので、そういった考えを入れるような形になろうかと思います。

ですから、特に大事なところは公害防止対策という部分になろうと思います。つまりそういう水質基準を守っていくということですね。それをきちっとやるために検査項目あたりを、現実に平成6年に締結したのものについては非常にそこがアバウトだったんですけども、それをきちり法律に基づいて入れていくというような内容になってまいります。

それから、二重、三重に協定違反がないような形でやるということで、例えば立ち入り調査を、原則として漁協の立ち会いのもとで水質検査あたりも実施していくとか、そういった内容、それから万が一あってはならないことですが、そういった公害に準ずるようなことが発生した場合には速やかに対応して、対策がとれるような形にするといったような内容ですね。そういった形にしていくということで、組合長からもお話がありましたけども、やはり常に漁業者の立場に立って行政としては考えていただきたい。そして、法律なり協定を守るというのは当然公共団体の使命でございますので、それに遺漏がないような形のものになるということですね。ちょっと抽象的ですけども、そういった視点で協定を結ぶ方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 私は、第49号議案に反対の立場で、短い討論をしたいと思いません。

町長みずから「100分の10」という減給案を示されましたけども、先ほどから質疑で申し上げましたとおり、少ないという理由ですね。私の考えとすれば、「100分の10」、町長の任期がある間の期間の減給を求めるといった意見でありますので、それをもって反対といたします。

議長（水町 茂） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立多数と認めます。したがって、議案第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 19 . 発議第 7 号

議長（水町 茂） 日程第 19、発議第 7 号高鍋町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

趣旨の説明を求めます。議会運営委員長、中村末子議員。

議会運営委員会委員長（中村 末子君） 発議第 7 号高鍋町議会会議規則の一部改正について、提出は議会運営委員会となります。よって、私、委員長の中村末子が皆さんに提案をさせていただきたいと思います。

さきの地方自治法の改正で、法第 100 条 12 項に、「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため会議規則に規定するものであります。

議長（水町 茂） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第 7 号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員と認めます。したがって、発議第 7 号高鍋町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第 20 . 発議第 8 号

議長（水町 茂） 日程第 20、発議第 8 号郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

趣旨の説明を求めます。11 番、八代輝幸議員。

11 番（八代 輝幸君） 発議第 8 号郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出者、高鍋議会議員、八代輝幸、賛成者、矢野友子、大庭隆昭、春成勇、柏木忠典、水町茂。

本文を読ませさせていただきます。

昨年 10 月、郵政民営化法に基づき郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政 3 事業は、株式会社である日本郵政株式会社のもとに 4 つの会社に分社化された。民営化スタート後

の状況を見ると、3事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民サービスの面でも利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられている。

このことは、国民の共有の財産である郵便局ネットワークの存続に赤信号がともっていると言っても過言ではない。つまり、郵便事業には全国一律のサービスを維持することが法律に明記されているのに比し、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、最後の砦とも言うべき郵便局において将来にわたってサービスを受けることが法律の上では何らの保障もなされていないことから、他の代替手段を持たない住民生活にとっての死活問題とも言うべき大きな不安となっているのである。

よって、国においては、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう法的な見直しを含め郵政3事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講ずることを強く要請する。平成20年9月18日、宮崎県高鍋町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

議長（水町 茂） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第8号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員と認めます。したがって、発議第8号郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時50分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

日程第21．発議第9号

議長（水町 茂） 日程第21、発議第9号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意

見書についてを議題とします。

趣旨の説明を求めます。10番、岩崎信也議員。

10番（岩崎 信也君） 発議第9号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について、提出者、高鍋町議会議員、岩崎信也、賛成者、同じく池田堯、永谷政幸、緒方直樹、山本隆俊です。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書、要約して読ませていただきます。

トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格などが値上がりして、国民生活に重大な影響をもたらしています。食料価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、今後影響はさらに深まることが懸念されています。

こうした中で、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されています。これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食料を直接奪うことにならざるを得ません。

国内では、生産過剰が米価下落の原因であるとして生産調整が拡大強化されていることからしても、ミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。今、求められているのは、従来の枠組みにとらえられることのない危機的事態への対応です。

よって、ミニマムアクセス米の輸入停止を強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。平成20年9月18日、宮崎県高鍋町議会。提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

以上でございます。

議長（水町 茂） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第9号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員と認めます。したがって、発議第9号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第22．発議第10号

議長（水町 茂） 日程第 2 2、発議第 1 0 号燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書についてを議題とします。

趣旨の説明を求めます。1 番、緒方直樹議員。

1 番（緒方 直樹君） 発議第 1 0 号燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書について、提出者、高鍋町議会議員緒方直樹、賛成者、同じく永谷政幸、池田堯、岩崎信也、山本隆俊であります。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書でございます。燃料、肥料、飼料、ビニール類、ダンボールなど、あらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらせています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのしかかる状況になっています。

国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとの、国内産の増産による食料自給率の向上が待たないとなつている今、このような事態を放置するなら国民生活に重要な影響をもたらすことは明らかであり、政府としての万全な対策が急務となっています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出して緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家の苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施することと、原油や穀物への投機を規制することを強く要望するものです。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。平成 2 0 年 9 月 1 8 日、宮崎県高鍋町議会。提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

以上でございます。

議長（水町 茂） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第 1 0 号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員と認めます。したがって、発議第 1 0 号燃料、肥料、飼料、

農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第 2 3 . 議員派遣の件について

議長（水町 茂） 次に、日程第 2 3、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第 1 1 9 条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定しました。

・ ・

日程第 2 4 . 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

議長（水町 茂） 次に、日程第 2 4、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

・ ・

日程第 2 5 . 閉会中における議会運営委員会活動について

議長（水町 茂） 次に、日程第 2 5、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定しました。

・ ・

日程第 2 6 . 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

議長（水町 茂） 次に、日程第 2 6、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活

動及び陳情等の実施を認めることに決定しました。

・

議長（水町 茂） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成20年第3回高鍋町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後3時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員